

【新型コロナウイルス】QLD 州政府、QLD 州居住者で同州に戻ることを希望する者及び QLD 州への転居を希望する者は、既に入州許可証(Border Pass)を取得している場合でも、再申請が必要となる旨発表(9月5日(日)午後8時から適用)

2021年9月4日
在ブリスベン総領事館

【ポイント】

9月4日(土)、クイーンズランド(QLD)州政府は、QLD 州居住者で同州に戻ることを希望する者及び QLD 州への転居を希望する全ての者は、入州許可証(Border Pass)申請する際に、身分証明書及び転居する州内の住所を提示する必要がある旨を発表しました。

また、これまでに取得した入州許可証は無効となり、入州を希望する全ての者は9月5日(日)午後8時以降再申請が必要となります。また、本件措置の影響を受ける者に対しては、州政府から直接詳細情報がメールで送信されます。

○本件に関する州政府 HP は以下をご覧ください(英文のみ)

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland>

○入州許可証の申請については、以下の州政府 HP をご覧ください(英文のみ)

<https://www.qld.gov.au/border-pass>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.htm>